

令和7年度第4回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和7年7月10日（木） 開会 14：00～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 11名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慶人	花田 三枝	門司 雅門
桃川 公治	大村 武彦	

（2）欠席委員 1名

神谷 義幸

（3）出席農地利用最適化推進委員 1名

神谷 貞夫

4. 委員会に附した議案

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第4回の定例総会を開催させて頂きます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は高倉が1件5条の転用申請です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、7番の門司委員、1番の廣渡委員よろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。令和7年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回2件の申請が出されております。番号1番から説明していきます。1ページをご覧ください。申請地は2筆で場所は内浦1093番3および1094番7、地目は田と畠、面積はそれぞれ43m²・33m²、区分はいずれも農振白地。目的は所有権の移転です。場所は、3ページに載せているとおり芹田の交差点から垂水峠方向に向かって右側の集落内の農地です。本案件は、現時点で隣接する1094-6及び1097-6を耕作する譲受人が、申請地の箇所を含めて管理をしており、申請地を引き続き管理を含めて耕作するために取得をしたいとの許可申請です。今年の5月に分筆を行ったばかりのため、字図に当該地番が載っていないため、4ページに公図の写しを載せてています。

それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、譲受人は隣接する所有地で野菜を作付しており、農作業従事の状況と所有する機械の状況からみて、不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、現時点で管理を行っていることから耕作に必要な日数農作業に従事すると見込まれるため不許可には該当しないとしています。第5号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので不許可には該当しないとしています。第6号、地域との調和については、隣接する農地を所有・耕作していることから、農地の集団化や農作業の効率化、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため、不許可には該当しないとしています。

続いて番号2番の説明に入ります。議案2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は糠塚503番、地目は田、面積は927m²、区分は農振白地、目的は所有権の移転です。場所は5ページに載せています。前牟田橋の交差点から北東側にある農地です。それでは別紙でお配りしております調査書の2ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、譲受人は所有地で野菜を作付しており、農作業従事の状況と所有する機械の状況からみて、不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、譲受人が耕作に必要な日数農作業に従事すると見込まれるため不許可には該当しないとしています。第5号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲受人が相続権を有する所有地である事が確認できておりますので不許可には該当しないとしています。第6号、地域との調和については、農地の集団化や農作業の効率化、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため、不許可には該当しないとしています。 説明は以上です。

議長 はい、それでは議案第6号1番について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。ありがとうございます、全員賛成ということで。それでは議案第6号2番について、質問・意見等ございましたら。よろしいでしょうか。それでは、許可相当と思われる方挙手をお願いします。ありがとうございます、全員賛成という事で。それでは続きまして議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の6ページをご覧ください。議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和7年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。
今回1件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は高倉1355番、地目は田、面積は819m²、区分は農振白地、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は駐車場です。7ページに位置図を載せています。場所は県道野間須恵線沿いの古民家カフェの裏手の農地となります。
8ページに付近の航空写真と字図、9ページに現況平面図、10ページに土地の利用計画図、11ページに設置するスロープの立面図を載せています。10ページの土地の利用計画図をご確認ください。申請者は、隣接する古民家カフェを経営しており、図面南側がそのカフェとなっております。隣接する店舗の既存駐車場のコンクリートブロックの基礎やフェンスを一部撤去し、スロープを設置、東側を来客用駐車場、西側を従業員駐車場として利用する計画です。上水道の設置及び汚水排水は無し、雨水排水は自然浸透させる計画です。また、工事に係る切土・盛土は行わず、碎石の敷設と転圧のみを行う予定となっております。なお、図面上での確認はできませんが、スロープはコンクリートで立ち上げ、アスファルトで舗装します。それでは別紙でお配りしております許可基準表をご覧ください。1.立地基準については、第1種農地・第3種農地のいずれにも該当しないため、第2種農地とな

ります。続いて 2. 一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と銀行口座の残高証明書から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上となります。

議長 はい、それでは議案第 7 号について説明がありましたが、当該委員さん何か所見がありましたらお願いします。

山田委員 特にありません。

廣渡委員 盛土はするの？

事務局 切・盛土は行わないというふうに聞いております。そして碎石は敷設して転圧はされるという事です。

議長 よろしいでしょうか。他に何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら許可相当と思われる方举手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成ということで。それでは続きまして議案第 8 号 農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃借料情報について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案の 12 ページをご覧ください。議案第 8 号 農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃借料情報について。農地法第 52 条の規定に基づき、令和 6 年度中に賃貸借契約が締結された農地の賃借料を公表したいため、以下のとおり提案する。令和 7 年 7 月 10 日 岡垣町農業委員会会長 俵口和義。こちらは令和 6 年度中に農地中間管理事業を活用して賃貸借契約を結んだ 59 筆の 10a 当たりの賃借料の公表を例年行っておりますが、13 ページから 14 ページにまとめておりますが、こちらの内容を公表してよいか伺うものです。なお、15 ページから 18 ページには参考までに使用貸借での契約を載せております。公表方法は例年同様、農業組合長会議での回覧を依頼する予定で、会議時の配布資料案を 19 ページに載せています。20 ページと 21 ページに農業組合長に依頼する回覧文書案を載せています。説明については以上となります。

議長 はい、それでは議案第 8 号について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ありましたら。

- 山田委員 実勢賃借料が十何年と変わりがないようだけど、いま、米の情勢が今年どうなるか分かりませんが、この金額の決定はいつごろ決定してどこで決められるのか。将来変わる可能性もあるんですか？
- 事務局 あくまで令和6年度中に締結された賃貸借契約の平均値になるので、こちらが決定をしたというわけではないです。相対でいくらで、とお話をされたものをこちらでまとめてデータとして出すだけになりますので。確か昨年もほ場整備済みも平均が8,000円だったかと思うんですが、大幅に増減するという事はありませんでした。とりまとめたものを平均して公表しているだけです。
- 門司委員 個人的な意見を言わせていただくと、米相場自体が20年前からずっと変わらない中、物価や原油価格が高騰してきてやっと米の値段が追い付いてきた。今まで農家が多く払ってきた。そこはやはり思いを伝えていかないと。私の事例で言わせて頂いたら、今年全部の地主さんに対して賃借料を見直しますとお伝えしたんですよ。今まで高い中から辛抱していた、と。見直しさせてくれと。僕たちは妥当な値段まで来たんじゃないかなと思うんですけども。なかなか伝わらないことだと思うんですが。
- 議長 今後こういった話が米価格によっては出てくるとは思いますが、農地中間管理機構を通じてますけれども、その前に地主さんとの話し合いの中で決まっていくと思いますので、そこで色々思いとか今までの経緯をお話してもらって出来るだけ農家がしやすいような形でお願いしていくしかないと思います。この件につきまして、よろしいでしょうか。結局20ページ、21ページにある回覧文書案を農組長会議で回覧するという事で決定させていただきます。それでは続きましてその他について、事務局お願いします。

【他の項目】

1. 農業巡りツアー参加者アンケートの集計結果について

別紙参照

2. 三里松原アダプト活動について

3. 枝豆狩り体験事業について

4. 今後の日程について

○シンポジウム「男女に手を取り合うこれからの農業！！」

日 時：令和 7 年度 7 月 29 日（火）午後 1 時 30 分から

場 所：クローバープラザ（春日市原町 3 丁目 1-7）

参考範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

集 合：岡垣町役場本館 1 階正面玄関 午前 11 時 50 分

5. 次回の日程について

・日 時：8 月 12 日（火） 農地利用最適化推進会議後

・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第 4 回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
